

14. 5. 30.  
第845号

16.

社 會 局

大正十四年五月七日

生野銀山

生野銀山坑又同並罷業之由スル件(解決)

一 幸深因例ノ却替

一 所有力者 潤信ノ案ナリ

形式ヲ

(1) 幸深因例並ニ生野坑労働組合ノ無条件ニ解散  
散シ銀山在籍者ハ速ニ後聯就業スルヲ

(2) 今更ノ罷業ヲ現申トシテ總合口以又ト示トス  
ト此ノ際 辭職セザルニ

トニ示甘クノ上 後ヲ

1. 就業坑又ニ命令ヲ十日内ニ作業獎勵金トシテ

社 會 局